

<一般委託>

作業環境測定業務委託仕様書

作業環境測定業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|------------|---|
| 1 | 目的 | 本業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び労働安全衛生法等に基づき、環境衛生上良好な状態を維持するため実態を把握し、環境改善に必要な措置の資料を得るため実施するものである。 |
| 2 | 履行期間 | 契約の日から令和2年3月15日 |
| 3 | 施行場所 | 逸見総合管理センター 横須賀市西逸見町2丁目10番地 有馬浄水場管理本館 海老名市中河内1767番地 |
| 4 | 業務内容 | 測定回数 (1)空気環境測定 逸見総合管理センター、有馬浄水場管理本館各6回/年 (2)作業環境測定 逸見総合管理センター、有馬浄水場管理本館各2回/年 (3)局所排気装置の定期自主検査 逸見総合管理センター及び有馬浄水場管理本館各1回/年 |
| 5 | 特記事項 | 特記仕様書のとおりに |
| 6 | 関係法規 | 労働安全衛生法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律 |
| 7 | 資格要件 | 本業務履行については、下記の資格を有すること。 作業環境測定機関登録 |
| 8 | 契約方法 | 総価による業務委託契約(一般委託) |
| 9 | 支払方法 | 委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。 |
| 10 | その他事項 | この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 11 | 監督員 連絡先 | 上下水道局 技術部 水道施設課 大井 茂 Tel:046-822-3945(直通) Fax:046-822-7894 |

<指示又は希望事項>

| | |
|----------------------------------|--|
| グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。 |
|----------------------------------|--|

内訳書

令和元年9月末まで

(税抜き)

| | 業務名等 | 業務回数等 | 数量 | 金額 |
|----|------------------|------------|----|----|
| 1 | 空気環境測定(5月・7月・9月) | 逸見・有馬(各3回) | 1式 | |
| 2 | 作業環境測定(8月) | 逸見・有馬(各1回) | 1式 | |
| 3 | 局所排気装置の自主点検(8月) | 逸見・有馬(各1回) | 1式 | |
| 合計 | | | | |

令和元年10月1日以降

(税抜き)

| | 業務名等 | 業務回数等 | 数量 | 金額 |
|----|-------------------|------------|----|----|
| 1 | 空気環境測定(11月・1月・3月) | 逸見・有馬(各3回) | 1式 | |
| 2 | 作業環境測定(2月) | 逸見・有馬(各1回) | 1式 | |
| 合計 | | | | |

※金額欄は、契約者が記入する。

作業環境測定業務委託特記仕様書

第1章 一般事項

1 適用

本仕様書は、作業環境測定業務委託に適用する。

2 趣旨

本業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、労働安全衛生法第65条及び第45条の規定に基づき、横須賀市上下水道局（以下「局」という）の建築物における空気調和設備設置事務所並びに労働安全衛生法施行令第21条第7号及び第10号の規定に基づく有害な業務を行う屋内作業場の環境衛生を良好な状態に維持するため実態を把握し、環境改善に必要な措置の資料を得るため実施するものである。

3 準拠規程等

本業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、労働安全衛生法、作業環境測定法等関連法規、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（財団法人建築保全センター発行）に従い誠実に履行する。

4 作業員の服務

- (1) 当該測定作業員（以下「作業員」という）は担当業務に精通するとともに、常に品位と規律を保ち局業務に支障のないよう十分注意すること。
- (2) 作業員は建物・備品・その他設備等の破損または不具合を発見した時は、速やかに監督員へ報告すること。

5 事故防止

- (1) 受託者は本業務を行う場合、作業範囲内における火器取締り、盗難及び作業員の負傷等の各種事故防止について、万全の安全対策等の措置を講ずること。
- (2) 作業中において、市民や通行人の迷惑にならないように作業をするとともに駐車車両にも十分注意すること。

6 応急措置

業務の履行にあたって事故が発生したとき、また事故が発生するおそれのあるときは、監督員の指示を受け、協議して応急措置をとらなければならない。ただし、緊急を要する場合は受託者の判断で応急措置をとらなければならない。

前述の措置において業務上必要と認めるときは、費用を局に請求することができる。

7 損失負担

業務の履行にあたって局及び第三者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。ただし第三者への損害において局の責に帰すべき事由によるときは、その限りではない。

8 使用器材

業務に必要な機器、材料、保護具等はすべて受託者の負担による。

9 受託者の負担外事項

業務を遂行するにあたり、電力・水道等が必要な場合は、局の許可を得て使用することができる。

第2章 作業環境測定

1 測定場所及び測定対象区分

測定場所及び測定対象区分は別紙1によるものとし、不整合等がある場合は、受託者は監督

員に確認して指示を受けること。

2 測定項目

空気環境測定、作業環境測定及び局所排気装置の定期自主検査の測定項目は、次の区分による。

- (1) 空気環境測定は、事務所衛生基準規則第8条の規定に基づき、浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度（室温、外気温）、相対湿度及び気流を一定の条件の下、検知管方式による測定機器と同等以上の性能を有する測定器具または、検知管等を使用し測定点毎に実施し記録する。
- (2) 作業環境測定は、別紙2により実施するものとするが、不整合等がある場合は、受託者は監督員に確認して指示を受けること。
- (3) 測定点は、A測定を5点及びB測定を1点とする。
- (4) 局所排気装置の定期自主検査は、有機溶剤中毒予防規則第20条に定める項目について実施し、同第21条に基づき記録する。「局所排気装置の定期自主検査指針(平成20年自主検査指針公示第1号)に従う。」

3 測定方法

測定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則、作業環境測定基準等及び局所排気装置の定期自主検査指針に基づき実施する。

4 測定時期

測定は、次の区分に従い定期的にこれを実施し、測定日については監督員と協議し決定する。

- (1) 空気環境測定は年間6回とし、測定箇所については、有馬浄水場11箇所（室外1箇所含む）、逸見総合管理センター17箇所（室外1箇所含む）の計28箇所とする。
- (2) 作業環境測定は、概ね8月及び翌年の2月の2回とする。
- (3) 局所排気装置の定期自主検査は、概ね8月の1回とする。

5 登録証の提出

受託者は、本契約に際し、作業環境測定機関登録証の写しを、当該測定業務に従事する者は、作業環境測定士、空気環境測定実施者及び局所排気装置等定期自主検査者講習などを受講し、修了した者の資格を有していることが証明できるものの写しを各1部、監督員に提出する。

6 貸与品

測定箇所詳細図（平面図）

7 報告書

報告書は、履行箇所及び測定回毎に作業環境測定士の所見を添付し2部提出する。また、当該年度を集約した報告書（空気環境測定、作業環境測定及び局所排気装置定期自主検査）は、その測定結果から改善が必要な場合は、対策案を含めた総合所見及びその他必要事項を記載したものを2部提出する。

8 その他

本業務遂行にあたり知り得た情報は、一切外部に漏えいしてはならない。この契約が終了または解除された後においても同様とする。

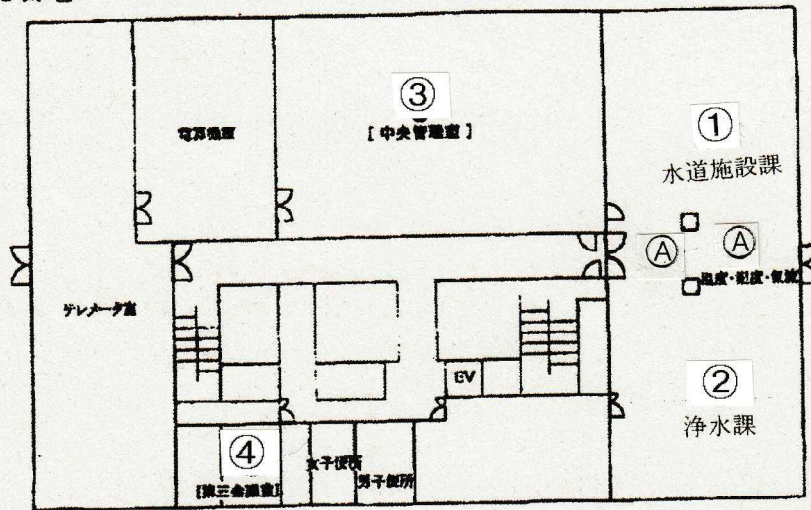
測定場所及び測定対象区分

| 測定項目 | 測定場所 | | 測定対象 |
|---------------|------------|--|---|
| 空気環境測定 | 逸見総合管理センター | 3F 水道施設課事務室 浄水課事務室 中央管理室 第3会議室 2F 大会議室 水質試験室 理化学試験室 細菌試験室 細菌準備室 1F 水道管路課事務室 下水道管渠課事務室 夜間待機室 屋外(西側出入口) 各階 空調吹出口(4ヶ所) (3F水道施設課 2F水質試験室 1F水道管路課事務室 下水道管渠課事務室) | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第四条第一項の規定に基づく、政令で定める建築物 |
| | 有馬浄水場管理本館 | 3F 管理室 事務室 2F 水質事務室 細菌試験室 天秤室 理化学試験室 大会議室 生物試験室 細菌準備室 1F 屋外(ホール出入口) 3F 空調吹出口(1ヶ所) (中央管理室) | |
| 作業環境測定 | 逸見総合管理センター | 2F 水質試験室(別紙2参照) | 有機溶剤中毒予防規則第28条及び特定科学物質等障害予防規則第36条の規定に基づく有害物質の測定 |
| | 有馬浄水場管理本館 | 2F 水質試験室(別紙2参照) | |
| 局所排気装置の定期自主点検 | 逸見総合管理センター | 2F 理化学試験室、機器分析室2 溶媒抽出試験室 (ファン 5台) | 有機溶剤中毒予防規則第20条の規定に基づく局所排気装置の定期自主検査 |
| | 有馬浄水場管理本館 | 2F 理化学試験室 (ファン 3台) | |

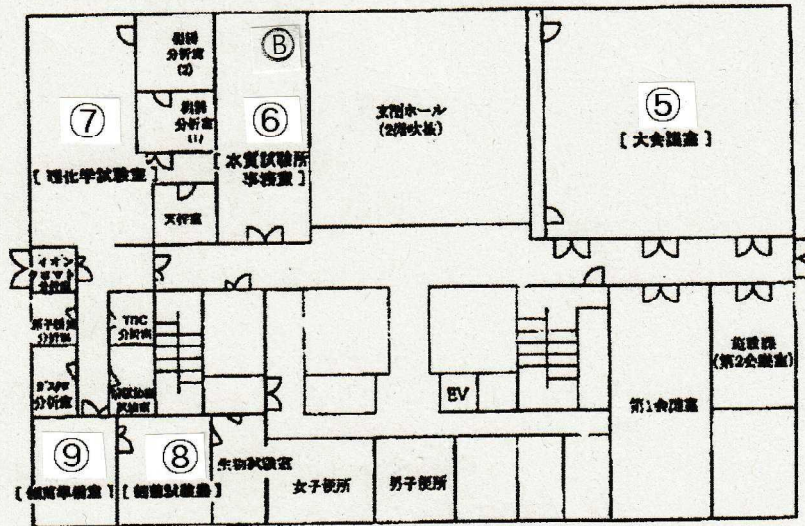
| 分析・対象物質一覧 | | | | | | | |
|------------|---------------|----------------|---------|-----|-----|---|--|
| 単位作業場所 | | 測定項目 | 測定点 | | | | |
| 施設名称 | 単位作業場名 | | 合計 | A測定 | B測定 | | |
| 逸見総合管理センター | 溶媒抽出試験室 | トルエン | 6 | 5 | 1 | | |
| | | クロロホルム | 6 | 5 | 1 | | |
| | | 酢酸エチル | 6 | 5 | 1 | | |
| | | ジクロロメタン | 6 | 5 | 1 | | |
| | 理化学試験室 | N,N-ジメチルホルムアミド | 6 | 5 | 1 | | |
| | | トルエン | 6 | 5 | 1 | | |
| | | アセトン | 6 | 5 | 1 | | |
| | | ノルマルヘキサン | 6 | 5 | 1 | | |
| | 機器分析室2 | メタノール | 6 | 5 | 1 | | |
| | | アセトニトリル | 6 | 5 | 1 | | |
| | | メチル-t-ブチルエーテル | 6 | 5 | 1 | | |
| | 有馬浄水場 管理本館 | 理化学試験室 | ジクロロメタン | 6 | 5 | 1 | |
| | | | メタノール | 6 | 5 | 1 | |
| クロロホルム | | | 6 | 5 | 1 | | |

[測定場所概略図]

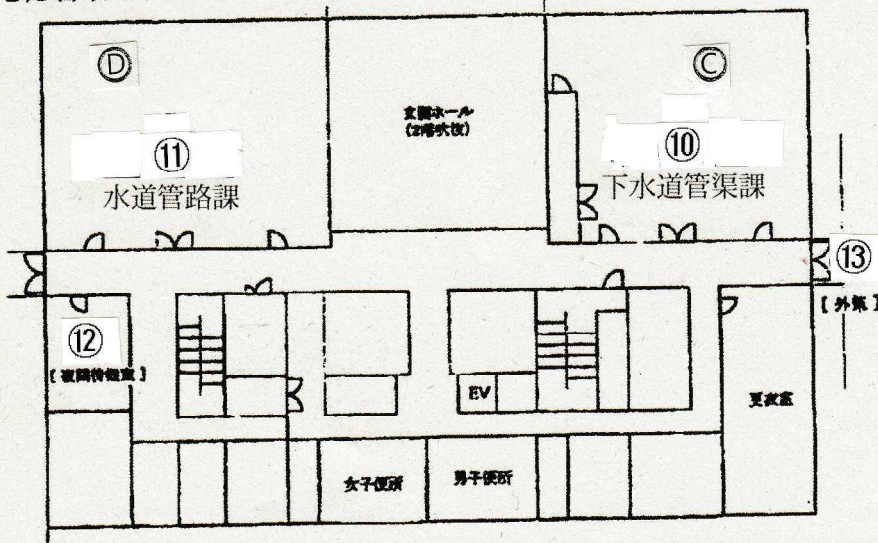
逸見総合管理センター 3F



逸見総合管理センター 2F



逸見総合管理センター 1F

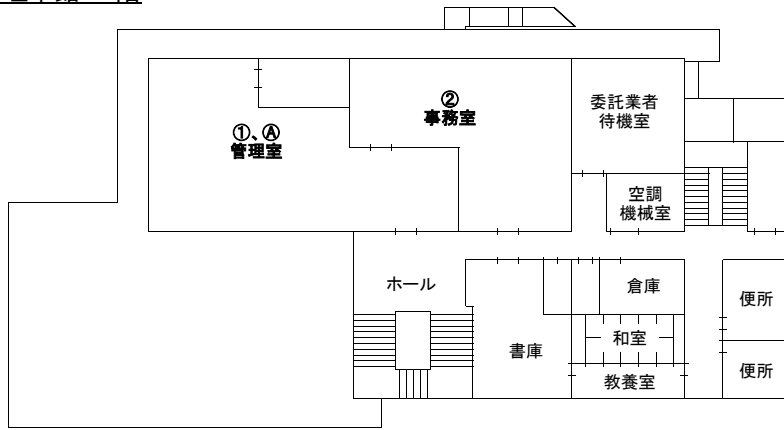


- [記号] ①、②、③ …… : 測定点
 A、B、C …… : 吹出口

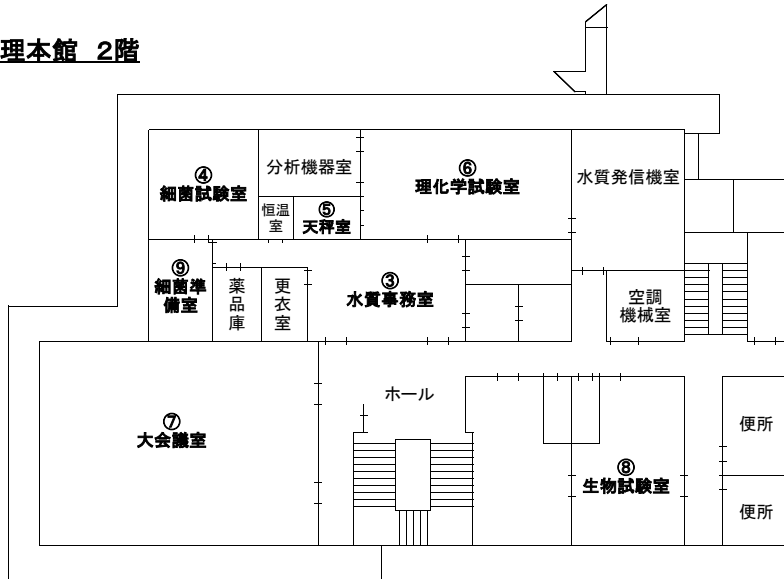
※吹出口は、吹出口直近の位置で一酸化炭素、二酸化炭素、粉じん量を測定し、
 他の測定項目は室内中央で測定

[有馬浄水場 測定場所概略図]

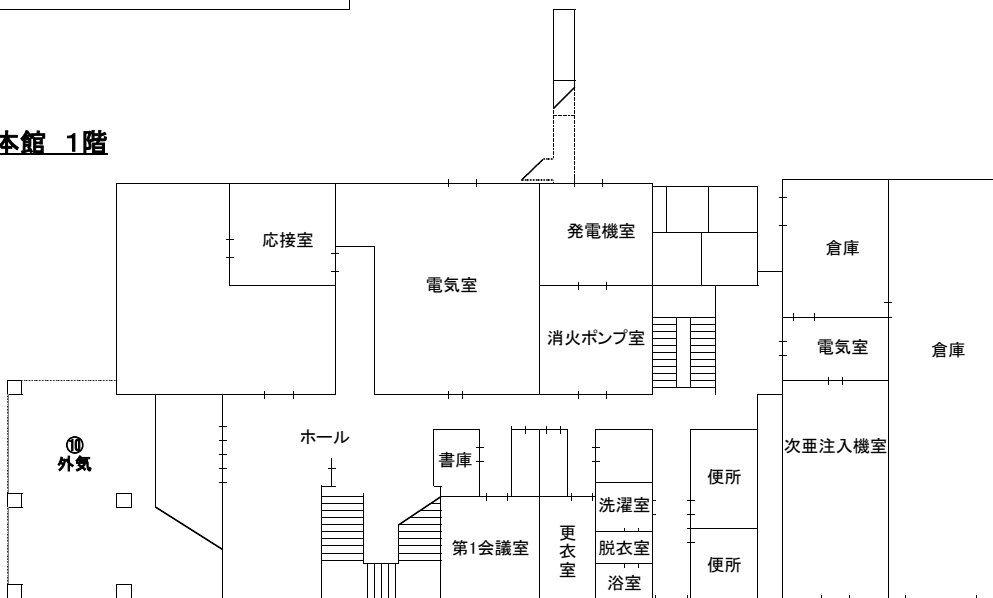
管理本館 3階



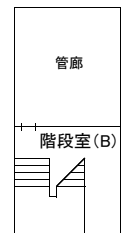
管理本館 2階



管理本館 1階



管理本館 B1階



[記号] ①、②、③・・・ :測定点

④、⑤、⑥・・・ :吹出口

* 吹出口は、吹出直近の位置で一酸化炭素、二酸化炭素、粉じん量を測定し、他の測定項目は室内の中で測定